

2015 年 1 月 15 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本内視鏡外科学会  
理事長 北野 正剛  
COI 委員長 森川 利昭

## 臨床研究の COI（利益相反）に関する指針運用規則の改定に関する通告

臨床研究の COI（利益相反）に関する指針運用規則の第 8 条および第 9 条の一部改定が、2014 年 10 月 1 日に開催された理事会にて下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。改定後の条文は本学会ホームページ（<http://www.jses.or.jp/>）の「利益相反（COI）」を参照ください。

### 記

#### 第 8 条

- 第 1 項 「疑義が生じた場合」→「疑義があるとの指摘を受けた場合」
- 第 2 項 「果たせない場合」→「果たせないとの指摘を受けた場合」
- 第 3 項 「疑いがある場合」→「疑いがあるとの指摘を受けた場合」

#### 第 9 条

- 第 1 項 「疑義が生じた場合」→「疑義があるとの指摘を受けた場合」
- 第 2 項 「果たせない場合」→「果たせないとの指摘を受けた場合」
- 第 3 項 「明らかになった場合」→「明らかになったとの指摘を受けた場合」

以上